

## 保険診療（保険調剤）確認事項リストについて

### 【保険診療（保険調剤）確認事項リストの目的】

- 保険診療（保険調剤）確認事項リスト（以下「本リスト」という）は、診療報酬（調剤報酬）の請求に際して誤りがおきやすく、また、個別指導において指摘する機会が比較的多い事項を集めたものであり、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図るためのものです。

### 【参照にあたっての注意】

- 本リストは、診療報酬点数表、調剤報酬点数表等の項目のすべてを網羅しているわけではなく、これらに記載されている算定要件等の留意点について、その一部を掲載したものです。
- 実際の個別指導においては本リストの事項を機械的に適用するものではなく、個々の症例について確認していくため、本リストに掲載されていない事項についても確認や指摘を行います。
- 算定要件や施設基準の確認は、本リストのみによらず、厚生労働省のホームページ「診療報酬改定について」に掲載されている最新の省令、告示（それらに関連する通知、事務連絡を含む。）によって行ってください。